

香川県監査委員事務局規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年3月30日

香川県監査委員
同
同
同
同
同
石川 豊
辻村 修
鍋嶋 明
野田 峻
司

香川県監査委員規程第1号

香川県監査委員事務局規程の一部を改正する規程

香川県監査委員事務局規程（昭和47年香川県監査委員規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(専決) 第5条 略 (1)～(3) 略 <u>(4) 職員の通勤手当の額の決定及びその確認に関すること（特別急行列車等利用実績票及び高速艇利用実績票に係るものに限る。）。</u> (5)～(14) 略 2 略	(専決) 第5条 事務局長は、次に掲げる事項（次項各号に掲げる事項を除く。以下「事務局長専決事項」という。）を専決することができる。 (1)～(3) 略 <u>(4) 職員の扶養親族の認定並びに通勤手当の額及び住居手当の月額の決定並びにこれらの確認に関すること。</u> (5)～(14) 略 2 略

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。